

市・都民税申告受付日程

会場	受付日	受付時間
イベントスタジオ (市庁舎1階)	2月3日(月)～3月17日(月)の平日	午前9時～午後4時
ワンストップロビー(市庁舎1階)	2月23日(日)、3月2日(日)	
堺市民センターホール	2月5日(水)	午前9時30分～午後4時 (午前11時30分～午後1時は除く)
南市民センターホール	2月13日(木)	
町田リサイクル文化センター研修室(2階)	2月20日(木)	
小山市民センターホール	2月25日(火)	
鶴川市民センターホール	3月5日(水)、6日(木)	
なるせ駅前市民センターホール	3月12日(水)	

※午前中の受け付けが混雑した場合、午後の受け付けになることがあります。
 ※印鑑・収入の証明、社会保険料等の領収書・証明書をお持ち下さい。
 ※添付書類は申告書に貼らないでお持ち下さい。
 ※各会場には税務署職員がいないため確定申告の相談はできません。
 ※市庁舎以外の会場は、車での来場はご遠慮下さい。

○2014年1月1日現在、町田市に住所がある方は原則市・都民税の申告が必要です。次に該当する方は申告不要です。①所得税の確定申告をする方②A「給与所得のみ」B「公的年金等に係る雑所得のみ」またはA・B両方のみの方で、給与支払者または公的年金支払者から市役所へ報告がなされている方(源泉徴収票に記載のない控除を受けるためには、申告が必要)。税務署等で確定申告書に「地方税連絡用」の印を押印

○町田市に住所がある方は原則市・都民税の申告が必要です。次に該当する方は申告不要です。①所得税の確定申告をする方②A「給与所得のみ」B「公的年金等に係る雑所得のみ」またはA・B両方のみの方で、給与支払者または公的年金支払者から市役所へ報告がなされている方(源泉徴収票に記載のない控除を受けるためには、申告が必要)。

○町田市に住所がある方は原則市・都民税の申告が必要です。次に該当する方は申告不要です。①所得税の確定申告をする方②A「給与所得のみ」B「公的年金等に係る雑所得のみ」またはA・B両方のみの方で、給与支払者または公的年金支払者から市役所へ報告がなされている方(源泉徴収票に記載のない控除を受けるためには、申告が必要)。

市・都民税の申告

町田市・都民税課 町田市市民税課 724・2111
 7・2114、所得税・贈与税・消費税 町田税務署 728・7211、事業税 八王子都税事務所 個人事業税係 042・644・1111

税金の申告受付がはじまります

税金の申告受付がはじまります



円以下の方は、確定申告が原則不要となりました。確定申告をしない方で、扶養控除や医療費控除等を追加される方は、市・都民税の申告が必要ない場合があります。

○申告にお持ちいただくもの
 ①申告書(会場に有り、町田市ホームページでダウンロードも可)②印鑑③前年中の収入を証明できる資料(源泉徴収票等)④各種控除の資料(前年中に支払った社会保険料の領収書や国民年金保険料・生命保険料・個人年金保険料・介護医療保険料・地震保険料の控除証明書、医療費の領収書及び計算明細書、障害者手帳、寄附金の受領証、学生証等該当するもの)、ただし③④は該当する方のみ。

○個人住民税の均等割額の特例
 「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」に基づき、2014年度より2023年度の期間、均等割額が市民税は3000円から3500円に、都民税は1000円から1500円になります。

○期限内に申告を
 期限内に申告しないと、納付回数が増えたり、一回あたりの金額が多くなったり、課税・非課税証明書の交付や、国民健康保険税等の軽減が受けられない場合があります。

2014年度市・都民税の主な改正点

○個人住民税の均等割額の特例
 「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」に基づき、2014年度より2023年度の期間、均等割額が市民税は3000円から3500円に、都民税は1000円から1500円になります。

○公的年金所得者の寡婦(夫)控除の申告の簡素化
 公的年金等に係る扶養親族

○ふるさと寄附金の税額控除の改正
 地方公共団体に寄附(ふるさと納税)を行った場合、寄附金の2000円を超える部分について、個人住民税の税額控除が受けられます。2013年から、復興特別

○ふるさと寄附金の税額控除
 地方公共団体に寄附(ふるさと納税)を行った場合、寄附金の2000円を超える部分について、個人住民税の税額控除が受けられます。2013年から、復興特別

町田税務署から

確定申告の受付会場は、ぽっぽ町田(原町田4-10-20、地下1階)です。
 期間 2月3日(月)～3月17日(月)の平日、2月23日(日)、3月2日(日)
 受付時間 午前8時45分～午後4時(提出は午後5時まで)
 町田税務署 ☎728・7211

申告書の提出

e-Taxでの送信、郵送、税務署の時間外収受箱への投函でも提出できます。市庁舎1階のワンストップロビー・イベントスタジオでも、2月3日(月)～3月17日(月)の間、作成済みの申告

所得税が課税されることに伴い、住民税における特例控除額が調整されます。

○給与所得控除の上限設定
 給与収入の金額が年額1500万円を超える場合の給与所得控除について、245万円の上限が設けられました。

○個人住民税(市・都民税)の試算ができます
 2月上旬から、町田市ホームページ上で源泉徴収票の内容や所得の状況等を入力すると、個人住民税(市・都民税)額が試算できます。また、入力情報から市民税・都民税申告書を作成、印刷し町田市に提出することもできます。

贈与税の申告も忘れずに
 2013年中に、個人から土地、建物、現金、預貯金、株式、債券等の財産の贈与を受け、その財産の合計額が100万円を超える方や「相続時精算課税」を選択した方は贈与税の申告が必要です。次のような場合も贈与税の課税対象となる場合があります。

①無償で不動産や株式等の財産の名義を変更した場合
 ②共同で不動産を購入し、資金の負担割合に応じた持分の登記を行っている場合
 ③不動産や株式等取得するために、父母などから資金を借り入れ、その返済が「出世払い」等のように、実質的に贈与と認められる場合
 ※贈与税の申告は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成し、e

にせ税理士・にせ税理士法人にご注意を
 無資格者が税金の相談、申告書の作成等をする事は、法律で禁じられているほか、依頼者が思わぬ損害を被る恐れがあります。税理士は、税理士証票を携帯し、税理士バッジを着用しています。
 東京税理士会 ☎03・3356・4476

町田市体育協会副会長の加藤喜義さんと町田サッカー協会 東京都スポーツ功労賞を受賞

11月12日、東京都スポーツ功労賞の表彰式が行われ、スポーツ功労者として一般財団法人町田市体育協会副会長の加藤喜義さんが、スポーツ功労団体として一般社団法人町田サッカー協会が表彰されました。

これは、都民のスポーツ活動を支援しているスポーツ功労者の方々や、都におけるスポーツの普及・発展に貢献した関係団体に対し、永年の功績を称えて行われているものです。



町田市の加藤喜義さんと町田サッカー協会の皆さん

MAKE MY MIRAI 二十祭まちだ開催

4133人が新成人に

爽やかな冬晴れの1月13日に、総合体育館で「二十祭まちだ」が開催されました。町田市の成人式は、若者だけで組織する実行委員会が、企画運営を担っています。式典は新成人と笠井信輔アナウンサーによる進行で「T



AIKORLAB町田」の講師による和太鼓の演奏や、早稲田大学教授・森川友義氏による「恋愛学講義」等が行われました。ロビーでは外国人へのインタビュー「セカイ×マチダ」のパネル展示や、各小・中学校・高校のPTAが作成したお祝いメッセージが掲示され、各自母校の懐かしい写真や先生のメッセージを見ることができました。また、中学生時代に二十歳の自分宛に書いた「タイムマシン作文」を受け取るコーナーも賑わいました。式典後も、会場の外は旧友との再会を喜ぶ若者で一杯でした。